

光市医師会報

平成18年7月号

No.387



光市医師会

<http://www.yamaguchi.med.or.jp/users/hikarishi/isikaihp/hikari.htm>

7月の医師会長

- 7月 5日(水) 山口県医師会保険ミーティング (徳山医師会病院)
山口県医師会長・副会長・理事を迎え、周南3市医師会合同で
保険改訂に伴う、諸情勢・解釈を積極的に討議。
- 6日(木) 学校保健委員会 (三井小)
生活習慣病、歯周病などの指導・討論。
- 9日(日) 休日診療所 (あいばーく)
外来 16名。(ほとんど小児科)
- 10日(月) 介護認定審査会 (あいばーく)
認定審査 25名。
- 11日(火) 理事会 (医師会事務局)
全員出席し、討議事項5件、承認事項4件の検討。
- 13日(木) 保険集団指導 (山口県総合保健会館)
- 20日(木) 中国新聞社取材・・・少子化と小児科医不足について
医師国保組合会 (山口県医師会)
山口県医師連盟執行委員会 (山口県医師会)
- 27日(木) 光市国民保護連絡協議会 (光市役所)
弾道ミサイル・テロリズムに対する光市での対応を策定。
医師会納涼会 (シエロ ディマーレ)
森永敏夫公認会計士の「医療法人制度の改正」についての講演に
続き、バンド演奏を聞きながら、会員の相互親睦をはかる。

7月の医師会活動

- I. 11(火) 7月・定例理事会
II. 27(木) 光医師会納涼懇親会

(医師会事務局)
(シエロ・ディマーレ)

I. 定例理事会

日時:平成18年7月11日(火) 午後7時30分～

場所:医師会事務局

議題:

I. 報告事項

1. 郡市医師会長会議(6/15) (河村会長)
2. 地域医療支援病院審議会(6/22) (河村会長)
3. AED講習会(6/24) (丸岩理事)
4. 郡市医師会救急医療担当理事協議会(7/6) (兼清理事)
5. 高齢者保険担当理事協議会 (平岡理事)

資料① 1. 郡市医師会長会議

日時:平成18年6月15日(木) 午後3時

場所:山口県医師会

1. 中国四国医師連合会総会報告

介護保険

地域包括支援センターの状況について

療養病床の再編について

医療保険

在宅療養支援診療所について 全国で一万件

ニコチン依存症について

リハビリテーションについて 時間を区切る

学校・地域保険

基本健康診査のチェックリストについて

AEDの研修について

医業経営

看護職員確保について

2. 社会保険医療担当者指導計画

集団指導 7/13・7/20



個別指導 9/14(徳山・岩国)

3. 医師確保対策について、県医師会の取り組みについて

- ・ドクターバンクの運営
- ・勤務医
- ・山口県医療対策協議会

県医師会会員子弟に対して情報誌配布 → 紹介
県医師会会員子弟に対して県内移住の呼びかけ
助成金制度あり

4. 郡市医師会からの意見・要望

- 療養病床の再編について (玖珂郡)
- 診療報酬改定の逆風における医師会の対応 (山口)
- 診療報酬改定(リハビリ関連) (山口)
- 苦情相談事例の取扱 57件中、医療案件一例 (小野田)
- 周東病院の小児科医について (柳井)

5. ケアマネタイムアンケートの実施について

資料② 2. 平成18年度第1回地域医療支援病院審議委員会

日時:平成18年6月22日(木)19時

場所:徳山医師会病院会議室

1. 医療機能分化推進事業実施計画

3年計画の3年目の受託事業

周南医療圏の平均在院日数短縮に向けての事業

(徳山医師会病院の目標値・・・25日以下。H16 33.0日 H17 29.5日)

2. 病院運営実績(H17)

回復期リハビリテーション稼働率 70.6%

一般 72.0%

療養病床 84.0%

3. H18事業計画

医療機能評価機構 Version4(5年間)取得

循環器・消化器・麻酔科医師の全国公募

4. 診療報酬改定に伴う影響について

外来 ▲2,450万円/年

入院 一般 ▲2,000万

療養 ▲(8,000万+2,500万) 計一億8,300万円/年

開放型 ▲350万

食事療養 ▲3,000万

資料③ 4. 郡市医師会救急医療担当理事協議会

日時:18年7月6日

場所:県医師会館

開会

会長あいさつ

協議題

1. メディカルコントロール体制(救急業務高度化の進捗状況)について(吉賀)

2. 新しい日本版救急蘇生ガイドラインについて(笠岡)

3. 医師会ACLSコースの現状と問題点について(弘山)

4. 小児救急医療について(恵上)

5. 熱中症に関する疫学調査への協力について(山大)

6. その他

閉会

【関係出席者】

山口大学医学部附属病院

先進救急医療センター 講師 笠岡 俊志

山口県健康福祉部医務保険課企画監 恵上 博文

主幹 安村 芳武

主任 宮城 浩二

山口県総務部防災危機管理課 主査 吉賀 俊雄

【県医役員】

会長 藤原 淳

副会長 木下 敬介

常任理事 佐々木美典
 理事 弘山 直滋
 理事 萬 忠雄
 理事 井上 裕二
 常任理事 濱本 史明
 常任理事 吉本 正博
 常任理事 加藤 欣士郎

資料④ 5. 郡市医師会 高齢者保険担当理事協議会

日時:平成18年6月29日(木)

平岡博理事 廣田修代理出席

場所:山口県医師会館

協議事項

1. 基本チェックリストについて (基本健康診断時)

- I. いろいろな問題点が各郡市より指摘されたが、結局不本意ながら国、市の提案どおり協力する郡市医師会がほとんどを占めた。
- II. 岩国医師会では、市と話し合いで今のところ、基本チェックリストを白紙で提出する場合もあるとのこと。産婦人科、小児科の先生で介護保険のことがまったく、わからない先生もいらっしゃるとのこと。
- III. だれが特定高齢者になるかは、最終的に市が決定する。
基本チェックリストの判定に関しては医師が責任を問われることはない。

2. がん対策について

3. がん登録に対する協力について

4. 標準的な健診。保険指導のあり方について

I. 75歳以下の方については、メタボリックシンドロームに指導の重点をおく。

II. 平成20年より健診の実施主体を市町村より医療保険者に移す。

医療保険者に移すことにより、健診、保険指導は民間事業者への委託が想定されている。財務省は健診をつぶしたがっているようです。

厚生労働省は今までの健診は効果なしと判定したようです。

5. がん精密検査機関申し出について

肺がん検診に関してもめたが、結論は出ず、従来通り

山口市医師会は CT 気管支鏡ともに施行できる施設しか認めないべきと主張

徳山医師会は医師会病院とのからみがあるため、一律的にはしないで欲しいと主張

(自分の医院にはなくとも医師会病院のCT、気管支鏡は自分の医院の設備と同様に使用できるため)

II. 納涼懇親会

日時:平成18年7月27日(木)18:30～

場所:シエロ・ディマーレ

税務講演

新医療法人制度について

(第5次医療法改正での医療法人制度の改正点)

平成18年7月27日(木)

公認会計士 森永敏夫

改正の概要(医療法人制度関連)

1. 背景と必要性

- (1)医療界への株式参入問題: 非営利性の徹底
- (2)公立病院の財政悪化問題: 官から民への流れ

2. 医療法人制度改革の骨子

- (1)医療計画に位置づけられたへき地医療、小児救急医療等公益性の高い医療サービスを担うべき新たな医療法人類型(「社会医療法人」)の創設等
- (2)出資額限度法人を制度化し、法人の残余財産の帰属先の制限等非営利性の確保
- (3)医療法人のガバナンスの強化等

3. 施行

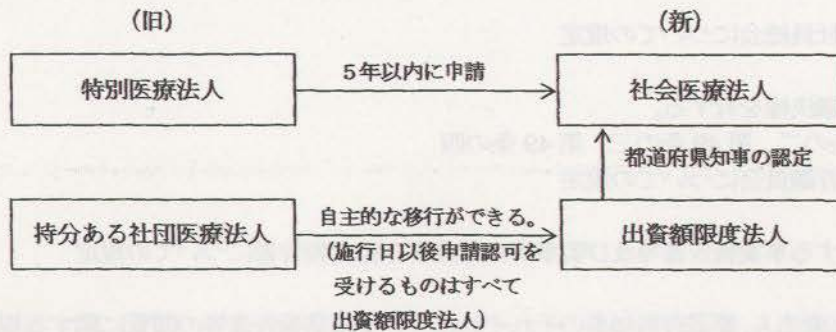
平成19年4月1日同施行(原則)

(有料診療所の見直しは平成19年1月1日施行など個別に施行日が異なるものもあるので留意のこと)

4. 改正後の医療法人制度の体系

医療法人には財団と社団がある。





特定医療法人は、医療法ではなく租税特別措置法により規定されている。
(国税庁長官の承認による。)

5.改正事項(医療法)

(1)第40条の二

医療法人について、地域における医療の重要な担い手としての役割を積極的に果たすなど責務に関する規定(倫理規定)

(2)第42条

医療法人が病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない限り行える業務として、有料老人ホームの設置等を追加

(3)第42条の二第1項・第2項

社会医療法人制度の創設

特徴

- ・公益性の高い医療を担う。
- ・社会医療法人債が発行できる。
- ・収益事業ができる。

医療法人では他に特別医療法人ができる。

第54条の二～7・8、第64条の二

社会医療法人債の発行・募集等に関する規定

(4)第44条第4項、第50条第4項

残余財産の帰属先について

医療法人が定款又は寄附行為をもって残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合等には、その者は、国若しくは地方公共団体又は医療法人その他の医療を提供する者であって厚生労働省令で定めるもののうちから選定されるようにしなければならない。

規定を設ける場合国等その他公益性のある医療法人に帰属

規定を設けない場合国庫に帰属(第56条第2項)

【参考】

既存法人の残余財産の帰属先

医療法附属第10条

新医療法第44条第4項の規定は、施行日以後に申請された同条第1項の認可について適用し、施行日前に申請された同項の認可については、なお従前の例による。

施行日前に設立された医療法人又は施行日前に医療法第44条第1項の規定による認可の申請をし、施行日以後に設立の認可を受けた医療法人であって、施行日において、その定款又は寄附行為に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設けていないもの又は残余財産の帰属すべき者としての新医療法第44条第4項に規定する者以外の者を規定しているものについては、当分の間(施行日以後に残余財産の帰属すべき者として定款又は寄附行為の変更をした場合は、その認可を受けるまで)新医療法第50条第4項の規定は適用せず、旧医療法第56条の規定は、その効力を有する。

(5)第46条の二第3項

役員の内期

第64条の四

監事の職務の規定を設けた。

(6)第 48 条の三

社団医療法人の社員総会についての規定

第 48 条の四

社員は各一個の議決権を有する。

(7)第 49 条、第 49 条の二、第 49 条の三、第 49 条の四

財団医療法人の評議員会についての規定

(8)第 51 条

医療法人が作成する事業報告書等及び監事等の作成する監査報告書についての規定

(9)第 51 条の二

医療法人、社会医療法人、都道府県知事のそれぞれについて事業報告書等の閲覧に関する規定を設ける。

6.医療法人の設立

(1)平成 19 年 4 月 1 日前に設立認可申請

(又は出資額限度法人制度への定款変更)

①改正前の法律により設立することができる。

②出資額限度法人形式で設立・移行する場合

(2)平成 19 年 4 月 1 日以後に設立認可申請

(又は出資額限度法人制度への定款変更)をする場合

①出資額限度法人制度でしか設立認可申請ができない。

②出資額限度法人制度に移行する場合

移行時の課税の関係現状では明らかにされていない。

<参考>

設立準備から認可まで数か月かかるのが通常

都道府県によって医療法人設立申請をできる時期が決まっています、それ以外の時期に設立申請を行うことができないので、県にその時期を確認し準備する。

7.課税関係

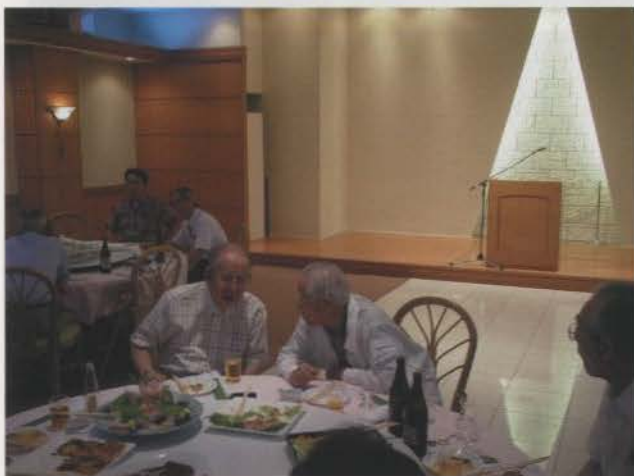
新制度における医療法人の税制上の扱い

本年の年末に明らかにされる見通し

(注)上記の出資額限度法人は、基金拠出型法人というように記載されている場合もある。









会員の動き

小児科クリニック開業にあたって

松島こどもクリニック

松島 寛 先生



本年5月に光井で小児科クリニックを開業しました松島です。開業にあたり一言述べさせていただきます。

平成5年に山口大学を卒業以来、小児科医として研鑽してまいりました。開業前の本年3月までは柳井市の周東総合病院に勤務し、柳井地区の一次・二次医療に従事してまいりました。少子化のため、子どもの数は年々減少しているものの、親御さんが比較的早期に医療機関にかかろうという意識が高まってきたためか、昼夜を問わず患者さんがたくさんいらっしゃいました。そんな勤務医時代から、小児科ホームドクターとしてのプライマリーケアの重要性を強く感じておりました。小児の患者さんはまず小児科を受診されることが多く、それゆえ訴えは多岐にわたります。私一人ですべてが解決できるワナではなく、臨床各科の先生方のお力をお借りしながら、患者さんにとってよりよい解決方法を探していきたいと思っております。近年小児科医不足により小児科勤務医の激務が問題視されており、問題解決には小児科開業医の頑張りが重要であろうと認識しております。

まだまだ臨床経験も不十分ですが、「町のお医者さん」を目指して頑張りたいと思っています。医師会の先生方のますますのご指導ご鞭撻の程、よろしくお願い致します。

緑友会報告

成績表

平成18年7月9日(日) 於)周南カントリークラブ

氏名	OUT	IN	Gros	Hdcp	Net	順位
守友 康統	5.0	4.1	9.1	14.0	77.0	1
森本 博士	4.2	4.2	8.4	5.0	79.0	2
横山 宏	4.5	4.5	9.0	10.0	80.0	3
藤本 朴	5.1	4.4	9.5	10.0	85.0	4
守田 忠正	4.8	4.9	9.7	12.0	85.0	5
河崎 要助	5.0	5.7	10.7	20.0	87.0	6
国近 豊	5.0	5.0	10.0	13.0	87.0	7
前田 昇一	5.1	5.2	10.3	11.0	92.0	8
諏訪 高志	5.0	5.1	10.1	9.0	92.0	9
兼清 照久	4.6	5.4	10.0	8.0	92.0	10
藤本 茂樹	6.0	5.8	11.8	2.2	96.0	11
守本 正春	4.9	4.8	9.7	0.0	97.0	12
佐々木 博信	5.3	4.5	9.8	0.0	98.0	13
南 典文	5.7	6.7	12.4	2.3	101.0	14
久保田 肇	5.4	5.3	10.7	0.0	107.0	15

連絡事項

受付 月	日	発送番号	通達文書名
		山医発258	厚生労働省「第2回標準的な検診・保健指導の在り方に関する検討会」の資料送付について
		山医発260	平成18年版会員名簿の配布について
	7	山医発263	予防接種実施医長期間の調査について
		山医発264	地域支援事業の実施について
		山医発261	郡市医師会医療情報システム担当理事協議会の開催について
		山医発259	ORCA（日レセ）体験・研修会の開催について
		山口県医師会	平成18年度改定に対する「緊急レセプト調査」へのご協力について
	10	山消検10	第43回山口県消火器がん検診講習会の開催について
	11	山口県医師会	「ジェネリック医薬品に関わる緊急調査」への協力をお願い
		山口県医師会	療養病棟入院基本料2および有床診療病棟入院基本料2に関する告示・通知の送付について
	14	山医発279	インフルエンザワクチンの安定供給対策について
		事務連絡	電子化加算の施設基準について
	21	山口県医師会	使用薬剤の薬価等の一部改正について 検査料の点数の取扱について 石綿健康被害手帳に関する留意事項の周知にかかる協力について 「療養病棟入院基本料2」「有床診療所療養病棟入院基本料2」に係る留意事項通知、施設基準告示・通知等に関するQ&Aの送付
	22	山医発302-2	母体保護法による設備指定通知
		山医発297	第19回健康スポーツ医学講習会の開催について
		山医発298	山口県医師会警察医会の設立について
		山医発299	多剤耐性緑膿菌を始めとする院内感染防止対策の徹底について
		山医発300	医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について
		山医発301	第5次「山口県保健医療計画」の送付について
	25	山医発304	山口県医師会学校医部会の設立について
	28	山医発306	改訂三版 救急蘇生法の指針について
	31	周推3	「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金への協力をお願いについて
		山口県医師会	山口県男女共同参画審議会委員の公募について
		山医発309	平成18年第2期分生命保険団体事務費の配分及び団体事務費に関する消費税の送金について
		山医発312	第37系全国学校保健・学校医大会参加申込について

「健やか親子21」推進検討会・・・「妊婦にやさしい環境づくり」

マタニティマーク



みんな集まれ! 2006 おっばいまつり

母と子と父そして人にやさしいまち光

平成18年8月6日(日) 9:30~12:00

9:30~ オープニング行事

10:00~ 各種イベント

会場: あいばーく光 (光市総合福祉センター)

ふれあい・いっぱい・愛いっぱい

今年の見どころ紹介! この他にも楽しいコーナーいっぱい! 裏面のくわしい内容を見てね!



みんなにおすすめコーナー

- みんなで作る「ふれあいコメント」をコメントブックに家族で参加して、思い出を作成しよう!
- 楽しい「ふれあいお楽しみステージ」家族みんなで楽しむ思い出いっぱい!

赤ちゃんにおすすめ

ハイハイ練習、かわいい手形を撮ろう!、育児相談、育児相談、育児相談

幼児におすすめ

親子ペンギン競走、ミニトマトを育てよう、ウォーク・プレイランド、作って遊ぼう、お口のやまをのどいてあげようか、他

小学生におすすめ

作って遊ぼう、木工工作、思い出の作り、お楽しみ会、手形体験、思い出の作り、お楽しみ会、思い出の作り、お楽しみ会

中学生におすすめ

思春期コーナー、思い出のふれあい、他

パパ・ママにおすすめ

育児用品リサイクルマーケット、子育て相談コーナー、乳幼児の救急処置講座、他



★駐車場案内図★

会場内には「あいばーく光」の各施設が点在しています。お楽しみ会や、お楽しみ会の会場は、お楽しみ会の会場です。ぜひ、ご利用ください。

◆主催: おっばいまつり実行委員会 ◆お問い合わせ: 健康増進課 ☎0833-76-2007

7月休日当番医報告

	内科系	外科系
7/ 2(日)	20	6
9(日)	17	7
16(日)	36	6
17(月)	20	18
23(日)	26	6
30(日)	29	11
計	148	54

あ と が き

全国的に、少子化・高齢化が進む中、光市は「親と子にやさしい」まちづくりに取り組んでいる。さらに、AED講習会など高齢者も「安心して住める」まちづくりをめざし、努力しているところである。医療・行政・市民、各方面の協力が不可欠である。明るい将来に向け、頑張っていきましょう。

5月に松島先生がご開業されました。小児科が全国的に少ないのですが、当地は恵まれています。暑い夏、政治も変わろうとしています。夢と希望は持ち続けていきたいものです。

発行所 光医師会
TEL(0833) 72-2234

発行日 平成18年 7月31日

発行者 河村康明

編集者 広報担当

印刷所 光市光井一丁目15番20号
中村印刷株式会社